

(答申第160号)

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った公文書非公開決定（存否応答拒否）は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求等

(1) 公文書公開請求

審査請求人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、令和元年11月1日付けで実施機関に対し、次のとおり公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(2) 本件公開請求の内容

ア 請求人に関する平成〇〇年〇月〇日～〇日までの警察にて保管されている記録

イ 平成〇〇年・〇〇年度分の「連絡先及び通知書の送付先に記載されている住所」に関する記録文書

ウ 平成〇〇年〇月〇日、〇日、〇日の警察官不祥事疑いにおける岐阜県警での事実認定の経緯が分かる文書 ※ア、イに関する事項

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求内容に条例第6条第1号に該当する非公開情報を含むものであり、かつ本件請求に係る公文書の存否自体を答えるだけで、非公開情報を公開することとなるため、条例第9条に該当するとして公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和元年11月19日付け生総第660号により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和元年12月18日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、岐阜県公安委員会（以下「審査庁」という。）に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

審査庁は、条例第18条第1項の規定に基づき、令和2年1月7日付け岐公委（総）第42号の2で、本件審査請求について、岐阜県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

令和元年11月1日付け公開請求をしている文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 条例第6条第1号該当性について

条例第5条における権利の元、条例第6条に規定する情報とは個人に関するものすなわち私〇〇〇〇〇のものであるために、本人が今度におけるファクトチェックに用い、又自身で許可をするものであるからにして文書公開義務に応えるよう求む。

個人の権利利益を害するおそれがあるものについても、個人つまり〇〇〇〇〇〇がそのおそれはないと言っているのであるからして問題ではない。

(2) 条例第9条該当性について

「存否」は有りとすでにわかっており、第9条該当性は感じ得ない。

(3) その他の主張

ア 警察職員のやりとりが含まれた病院・保健所・第三者機関よりの文書開示・聴取を終えている上、該当日の警察官と請求人のやりとりが記載された録音データが手元にある中、文書公開を拒む理由が見当たらない。

イ 警察官（パート・臨時使用者がいる場合含む）の氏名は実家にて書き留め済みで会話の録音データの文字おこしも一部終えているために隠しようがない。

ウ 条例第1章第1条にある通り、県民の知る権利を尊重し、もっと開かれた県政を実現することを目的に開示を求む。又第5条公開請求権を有している者からの請求であり、上記の通り、他機関より文書公開をえており、警察職員の不祥事を隠しようがない。

エ 地方公務員法14条に則り、その他警察法にある通り公開することを要求する。

第4 実施機関の主張

1 趣旨

本件審査請求を認容しない旨の答申を求める。

2 本件処分の理由

実施機関が主張する本件処分の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 条例第6条第1号の該当性について

本件情報公開請求は、特定の個人である審査請求人に関する個人情報にかかるものであるため、条例第6条第1項に該当する。

(2) 条例第9条の該当性について

条例第9条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」と規定している。

個別具体的な対象文書の存否自体を答えるだけで、特定の個人に関する情報の有無が明らかとなり、条例第6条第1号に規定する非公開情報を公開することになるため、非公開処分（存否応答拒否）とした。本件処分の判断は妥当である。

(3) その他の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、「警察職員のやりとりが含まれた病院・保健所・第三者機関よりの文書開示・聴取を終えている上、該当日の警察官と請求人とのやりとりが記録された録音データが手元にある中、文書公開を拒む理由が見当たらない。」と主張しているが、病院等機関への文書開示・聴取の終了如何、録音データの存在如何を問わず、本件請求は、特定の個人に関する個人情報にかかる情報公開請求であることに変わりがないため、審査請求人の主張は、本件処分に影響を及ぼすものではない。

また、「県民の知る権利を尊重し、もっと開かれた県政を実現することを目的に開示を求む」との主張も、実施機関は条例に則り本件処分を行ったため、本件処分の判断に影響するものではない。

第5 審査会の判断

審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件公開請求対象文書の存否を答えるだけで、条例第6条第1号に該当する情報を公開することになるとして、条例第9条の規定により、本件公開請求対象公文書の存否を明らかにせず非公開とする決定を行ったものである。

存否応答拒否を内容とする非公開決定が妥当というためには、仮に対象公文書が存在する場合であっても当該情報が非公開情報に該当することが必要であることから、まず、対象情報が条例第6条第1号の非公開事由に該当するかどうか、次に、条例第9条に基づき存否を明らかにせず、非公開とする決定を行ったことが妥当かどうかについて、条例の規定に照らし、以下、順に判断する。

(1) 条例第6条第1号について

ア 条例第6条第1号の趣旨について

条例第6条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

同号の趣旨は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができる情報については、非公開とすることを定めたものである。

イ 条例第6条第1号該当性について

当審査会が実施機関から聴取したところによれば、本件公開請求内容は全て審査請求人に関する記録及び文書であることから、本件公開請求の対

象公文書は、仮に存在するとすれば、特定の個人が特定の日に警察の記録対象となったことを示す文書である。したがって、本件公開請求はその請求内容が条例第6条第1号に該当する非公開情報である。

(2) 条例第9条について

ア 条例第9条の趣旨について

条例第9条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる。」と規定している。

同条の「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなる」とは、公開請求に係る公文書を実際に保有しているかどうかにかかわらず、公開請求された文書の存否について回答すれば、非公開情報を公開することとなる場合をいうものである。

これは、公文書の存否を明らかにすることによって、条例第6条各号に規定する非公開情報が公開されることと等しい結果をもたらすことにより、同条各号により非公開とすることで保護しようとする利益が損なわれる場合があるため、このような場合には、例外的に、公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができることとしたものである。

イ 条例第9条該当性について

本件公開請求において、仮に本件公開請求対象公文書が存在するか否かを回答すれば、それによって特定の個人が警察の記録対象となった事実の有無を明らかにすることと同様の結果を生じさせ、条例第6条第1号に規定する非公開情報を公開することとなる。条例は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず公開請求を認めており、その際、公開請求者が誰であるかは考慮せず、たとえ本人からの公開請求であっても、第三者からの公開請求と同様に取り扱うべきものである。

したがって、対象公文書の存否を答えることは、条例第6条第1号に規定する非公開情報を公開することとなるため、非公開決定（存否応答拒否）とした本件処分の判断は妥当である。

(3) その他の主張について

審査請求人は、警察官と審査請求人のやりとりの記録を保有していること等を種々主張するが、いずれの主張によったとしても、本件公開請求が特定の個人に関する個人情報に係るものであることには変わりはなく、審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

2 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
令和2年1月7日	実施機関から諮問を受けた。
令和2年1月22日	実施機関から弁明書（写し）を受領した。
令和2年2月25日	実施機関から反論書（写し）を受領した。
令和2年3月23日 （第168回審査会）	諮問事案の審議を行った。
令和2年6月23日 （第169回審査会）	実施機関から口頭意見陳述を受けた。 諮問事案の審議を行った。
令和2年7月28日 （第170回審査会）	諮問事案の審議を行った。

（参考） 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	加藤 享子	岐阜県商工会女性部連合会	
	川田 智子	行政書士	
会 長	栗山 知	弁護士	
	下條 芳明	朝日大学法学部教授	
	和田 恵	弁護士	

（五十音順）